

分 籍 届

戸籍の筆頭者及び配偶者以外の20才以上の者で、今現在の戸籍から抜けて自分だけの戸籍を作りたい場合の届出です。

なお、一度分籍した場合は元の戸籍に戻ることはできません。

根拠法令	戸籍法第100条、第101条
届出期間	届出をした日から法律上の効力が発生
届出地	分籍する者の現在の本籍地、分籍地(分籍後の新しい本籍地)、住所地、所在地 (居所や一時滞在地)
届出人	下記の項目のいずれにも該当する者 ・戸籍の筆頭者およびその配偶者以外の者 ・分籍を希望する成人の者
必要書類	【現在の本籍地以外の市区町村に分籍する場合】 ・届 書：分籍届記入例は下記をご覧ください ・戸籍全部事項証明書 ・印 鑑：届出人のもの 【同一市区町村内で分籍する場合】 ・届 書 ・印 鑑：届出人のもの
その他	「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください
関連の届出	
教 示	分籍届の不受理処分がされたとき、戸籍法第121条により家庭裁判所に不服申立てができます。

分 籍 届

平成23年12月25日届出

※届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号	埼玉県春日部市長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通知

(よみかた) 分籍する人の 氏 名	かすかべ たろう	
	氏 春日部	名 太郎 大正・昭和 平成40年3月2日生
住 所 (住民登録をして いるところ)	埼玉県春日部市中央 6 (丁目) 2 (番地) 番 号 (方書・マンション名)	
	(よみかた) かすかべ たろう 世帯主 の氏名 春日部 太郎	
本 籍	埼玉県春日部市金崎 839 (丁目) (番地) 1 番	
	筆頭者 の氏名 春日部 一郎	
新しい本籍	埼玉県春日部市粕壁東 3 (丁目) (番地) 2 番	
父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄	父 春日部 一郎	続 き 柄 長 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	母 花子	
そ の 他		
届 出 人 署 名 押 印	春日部 太郎 印	

※持参するもの ・印鑑
 ※本籍地以外に届出する場合は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を添付してください。
 ※分籍できる方は、戸籍の筆頭者及びその配偶者以外の成人に達した方に限ります。

連絡先	電話 048(736)1111
	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅・携帯・勤務先・呼出